

## 第7章 韓国におけるIFRS教育

孫 美鈴 (Sun, Meiling)

### 第1節 韓国におけるIFRS導入状況

#### (1) IFRSの全面適用

2007年3月に国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards; 以下IFRSとする) の適用を宣言した韓国では、2009年からIFRSの任意適用が始まり、2011年1月1日から始まる会計年度からは上場企業において全面適用が始まった。<sup>1</sup> この全面適用は韓国基準を部分的に残しつつIFRSを採択するようなカーブアウト式のアプローチではなく、IFRSを修正せずそのまま導入する全面適用のアプローチである。IFRS全面採択の趣旨を表すため、韓国では「韓国採択国際会計基準」(Korean International Financial Reporting Standards、以下K-IFRSとする) と名付けている。

K-IFRSはIFRSを翻訳して作成したもので、2012年1月末現在37の基準と26の解釈指針で構成され、その形式および内容においてIFRSと同等である。IFRSからK-IFRSへの翻訳は基本的にword for wordで直訳されているが、韓国語と英語の言語構造上の違いにより直訳が難しい場合は、センテンスを単位として意識されている (sentence for sentence)。ただし、K-IFRSの適用対象、適用時期といったIFRS初度適用の国において特有の追加的な説明が必要な場合は、その説明文の番号に「韓」という文字を付けて表示されている。また、韓国にとって必要ではない経過規定といった説明文が削除された場合は、説明文の番号に「韓国会計基準院 会計基準委員会が削除」と表示されている (金融監督院会計制度室[2009]、53頁)。図表7-1は2012年1月末現在のK-IFRSを示したものである。K-IFRSの番号とIFRSの番号の対応関係は以下のとおりである。IASについてはK-IFRS第1001号~1099号、IFRSについてはK-IFRS第1101号~1999号、SIC解釈指針についてはK-IFRS第2001号~2099号、IFRIC解釈指針についてはK-IFRS第2101号~2199号で対応している。

#### (2) IFRS全面適用の背景

韓国がIFRSを全面適用するもっとも大きな要因の一つに、1997年の通貨危機に端を発する、韓国企業会計情報の不透明性に対する国際社会の不信感を払拭することにあると考えられる。通貨危機発生後、韓国はIMFや世界銀行の圧力のもと、民間の会計基準設定団体を設立し、当時の国際会計基準をもとにして会計基準を改定したものの、国際資本市場における韓国企業会計情報の信頼度は依然として低く、いわゆるコリア・ディスカウントという現象が起り、株価が低迷していた。国際資本市場における韓国企業の会計情報の信

<sup>1</sup> 非上場企業には「一般会計基準」が適用されるが、IFRSの選択適用も可能である。

頼性を高めることが IFRS の採択に至った最大の原因である。

### (3) IFRS 全面適用による実務上の課題

K-IFRS の導入は韓国のビジネス慣行、実務にそぐわない側面もあり、今後解決すべき課題となっている。特に影響の大きい業種として建設業と造船業が挙げられる。韓国の建設業は工事着工の前に入居者を募集・契約し、事前分譲による収益を工事進行基準によって収益認識していたが、K-IFRS のもとでは工事完成基準を適用しなければならず、事前に受取った分譲金額を負債として計上される。また、韓国の造船業では通常米ドルで受注するため、為替レートの変動リスクをヘッジするため為替予約を締結している。K-IFRS のヘッジ会計の下では、ヘッジ手段の再評価が貸借対照表上の負債、資本の急激な増減をもたらす。これら以外にも連結の範囲、原則主義に基づく会計職業人の判断などにおいて問題点を抱えている。

図表 7-1 K-IFRS と IFRS の対応関係

K-IFRS		IFRS	
—	財務諸表の作成と表示に関する概念フレームワーク	—	The conceptual framework for financial reporting
第 1001 号	財務諸表の表示	IAS 1	Presentation of financial statements
第 1002 号	棚卸資産	IAS 2	Inventories
第 1007 号	キャッシュ・フロー計算書	IAS 7	Cash flow statements
第 1008 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	IAS 8	Accounting policies, changes in accounting estimates and errors
第 1010 号	後発事象	IAS 10	Events after the reporting period
第 1011 号	工事契約	IAS 11	Construction contracts
第 1012 号	法人所得税	IAS 12	Income taxes
第 1016 号	有形固定資産	IAS 16	Property, plant and equipment
第 1017 号	リース	IAS 17	Leases
第 1018 号	収益	IAS 18	Revenue
第 1019 号	従業員給付	IAS 19	Employee benefits
第 1020 号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	IAS 20	Accounting for government grants and disclosure of government assistance
第 1021 号	外国為替レート変動の影響	IAS 21	The effects of changes in foreign exchange rates
第 1023 号	借入費用	IAS 23	Borrowing costs
第 1024 号	関連当事者についての開示	IAS 24	Related party disclosures
第 1026 号	退職給付制度の会計及び報告	IAS 26	Accounting and reporting by retirement benefit plans
第 1027 号	連結及び個別財務諸表	IAS 27	Consolidated and separate financial statements
第 1028 号	関連会社に対する投資	IAS 28	Investments in associates
第 1029 号	超インフレ経済下における財務報告	IAS 29	Financial reporting in hyperinflationary economies
第 1031 号	ジョイント・ベンチャーに対する持分	IAS 31	Interests in joint ventures

第 1032 号	金融商品：表示	IAS 32	Financial instruments: presentation
第 1033 号	1 株当たり利益	IAS 33	Earnings per share
第 1034 号	中間財務報告	IAS 34	Internal financial reporting
第 1036 号	資産の減損	IAS 36	Impairment of assets
第 1037 号	引当金、偶発負債及び偶発資産	IAS 37	Provisions, contingent liabilities and contingent assets
第 1038 号	無形資産	IAS 38	Intangible assets
第 1039 号	金融商品：認識及び測定	IAS 39	Financial instruments: recognition and measurement
第 1040 号	不動産投資	IAS 40	Investment property
第 1041 号	農業	IAS 41	Agriculture
第 1101 号	韓国採択国際会計基準の初度適用	IFRS 1	First-time adoption of international financial reporting standards
第 1102 号	株式報酬	IFRS 2	Share-based payment
第 1103 号	企業結合	IFRS 3	Business combinations
第 1104 号	保険契約	IFRS 4	Insurance contracts
第 1105 号	売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業	IFRS 5	Non-current assets held for sale and discontinued operations
第 1106 号	鉱物資産の探査及び評価	IFRS 6	Exploration for and evaluation of mineral resources
第 1107 号	金融商品：開示	IFRS 7	Financial instrument: disclosures
第 1108 号	事業セグメント	IFRS 8	Operating segments
第 1109 号	金融商品	IFRS 9	Financial instruments (2013 年から適用)
	—	SIC 7	Introduction of the Euro
第 2010 号	政府援助：営業活動と個別的な関係がない場合	SIC 10	Government assistance - No specific relation to operating activities
第 2012 号	連結：特別目的事業体	SIC 12	Consolidation-special purpose entities
第 2013 号	共同支配企業：共同支配企業による非貨幣性資産の拠出	SIC 13	Jointly controlled entities - Non-monetary contributions by venturers
第 2015 号	オペレーティング・リース：インセンティブ	SIC 15	Operating leases - incentives
第 2021 号	法人事業税：再評価された非減価償却資産の回収	SIC 21	Income taxes-recovery of revalued non-depreciable assets ※
第 2025 号	法人所得税：企業又は課税上の地位の変化	SIC 25	Income taxes - changes in the tax status of an entity or its shareholders
第 2027 号	リースの形式を伴う取引の実質の評価	SIC 27	Evaluating the substance of transactions involving the legal form of a lease
第 2029 号	サービス委譲契約：開示	SIC 29	Service concession arrangements: disclosures
第 2031 号	収益：宣伝サービスを伴うバーター取引	SIC 31	Revenue - barter transactions involving advertising services
第 2032 号	無形資産・ウェブサイト費用	SIC 32	Intangible assets - web site costs
第 2101 号	廃棄、現状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動	IFRIC 1	Changes in existing decommissioning, restoration and similar liabilities
第 2102 号	共同組合に対する組合員の持分及び類似の金融資産	IFRIC 2	Members' shares in co-operative entities and similar instruments
第 2104 号	契約にリースが含まれているか否かの判断	IFRIC 4	Determining whether an Arrangement contains a Lease
第 2105 号	廃棄、現状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利	IFRIC 5	Rights to interests arising from decommissioning, restoration and environmental rehabilitation funds
第 2106 号	特定市場への参加から生じる負債：電気・電子機器廃棄物	IFRIC 6	Liabilities arising from participating in a specific market - waste electrical and electronic equipment

第 2107 号	企業会計基準書 第 1029 号に規定される修正再表示アプローチの適用	IFRIC 7	Applying the restatement approach under IAS 29 financial reporting in hyperinflationary economies
第 2109 号	組込デリバティブの再査定	IFRIC 9	Reassessment of embedded derivatives ※
第 2110 号	中間財務報告と減損	IFRIC 10	Interim financial reporting and impairment
第 2112 号	サービス委譲契約	IFRIC 12	Services concession arrangements
第 2113 号	カスタマー・ロイヤリティ・プログラム	IFRIC 13	Customer loyalty programmes
第 2114 号	企業会計基準書 IAS19 号：給付建資産の上限、最低積立要求及びそれらの相互作用	IFRIC 14	IAS 19 - the limit on a defined benefit asset, minimum funding requirements and their interaction
第 2115 号	不動産の建設に関する契約	IFRIC 15	Agreements for the construction of real estate
第 2116 号	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	IFRIC 16	Hedges of a net investment in a foreign operation
第 2117 号	所有者に対する非現金資産の分配	IFRIC 17	Distributions of non-cash assets to owners
第 2118 号	顧客からの資産の移転	IFRIC 18	Transfer of assets from customers
第 2119 号	資本性金融商品による金融商品の削減	IFRIC 19	Extinguishing financial liabilities with equity instruments

出典：韓国金融監督院国際会計基準の HP 及び IASB の HP をもとに筆者作成（2012 年 1 月 31 日付）

注 1：概念フレームワークは基準書を構成する内容ではない。

2：※は IFRS ではすでに廃止された基準を表す。

## 第 2 節 高等教育機関における IFRS 教育

2011 年からの IFRS 全面適用に向けて、一部大学ではすでに 2009 年から IFRS の教育をスタートしており、2011 年からは韓国のすべての大学において IFRS をカリキュラムの中に取り入れている。韓国の Top3 の大学にソウル大学校 (Seoul National University)、高麗大学校 (Korea University) <sup>2</sup> および延世大学校 (Yonsei University) <sup>3</sup> があるが、以下ソウル大学校経営大学 (College of Business Administration of Seoul National University) 学部の事例をもって、韓国における IFRS の教育状況を見てみたい。本稿で取り上げるソウル大学校に関する資料は、2011 年 3 月にソウル大学校経営大学を訪問した際に行った実地調査から入手したものである。<sup>4</sup>

### (1) 会計関連科目・英語による教育

ソウル大学校経営大学のカリキュラムの中には会計原理（日本の基礎会計に相当する）、中級会計Ⅰ、中級会計Ⅱ、上級会計、財務管理、原価会計、管理会計、企業財務論、財務諸表分析と企業価値評価、会計監査、税務会計、財務特講、会計学特講等の会計関連科目

<sup>2</sup>高麗大学校経営大学 (Business School) の HP に一部のカリキュラムは公開されているものの、シラバスに関する情報は紹介されていなかった。

<sup>3</sup> 延世大学校経営大学 (School of Business) の HP 上のカリキュラムおよびシラバス (学部、修士、MBA、博士を含む) を確認する限り、ソウル大学校と同様に IFRS に関する文言は確認できなかった。

<sup>4</sup> インタビューに応じてくださった先生方の名前およびその日付は以下のとおりである。

2011 年 3 月 11 日、ソウル大学校経営大学の Lee-Seok Hwang 教授

2011 年 3 月 12 日、ソウル大学校経営大学の鄭雲午 (Woon-Oh Jung) 教授

がある（詳細は図表 7-2 を参照）<sup>5</sup>。これらの科目のなかで財務会計と関連するものはずでに IFRS をベースとして教えている。また、グローバル化に対応するため英語で講義する科目もある。専門科目のうち最低 7 科目を英語で履修することが学部生卒業要件の一つになっている。英語で専門科目の授業を受ける場合、母国語である韓国語で履修する場合と比較して学生の理解力が劣るのではないかと尋ねたところ、学生は英語で受講するほどの英語力を十分備えているという。韓国公認会計士試験を目指す学生は韓国語による授業を履修する傾向があるが、それ以外の学生はグローバル化社会に適応するため、積極的に英語の授業を履修するという。

図表 7-2 ソウル大 経営大学のカリキュラム

学位			専攻	カリキュラム		
学部	修士	博士		学年	会計関連科目	
					前期	後期
○				1	会計原理	
				2	中級会計 I	中級会計 II、財務管理
				3	管理会計、財務諸表分析および企業価値評価、会計監査	原価会計、企業財務論、税務会計
				4	上級会計、財務特講、会計学特講	
	○		会計学専攻	管理会計研究、戦略的原価管理、監査研究、税務会計研究、上級会計セミナー、企業会計と財務報告、財務諸表分析と企業価値評価研究、会計と情報システム、企業税務戦略、会計学研究方法論、会計モデリングと分析、資本市場会計理論、国際会計、財務会計理論研究、会計学特殊問題		
		○	会計学専攻	戦略的原価管理、上級会計セミナー、企業会計と財務報告、会計モデリングと分析、資本市場会計理論、会計学特殊問題、財務会計セミナー、社会および環境会計、業績評価および責任会計		

出典：ソウル大 経営大学 HP をもとに筆者作成

## (2) IFRS のテキスト

以下、会計原理、中級会計 I および中級会計 II の 3 科目を中心に詳細に紹介する。上級会計は会計原理や中級会計 I ・中級会計 II での学習内容を踏まえ、さらに専門的な内容を教えている。

会計原理は 1 年生後期に履修する科目である。会計循環を理解するための基礎概念となる会計の前提条件、会計原則、資産・負債・株主持分・収益・費用・利益の概念および会計の技術的構造を学習することを目的としている。<sup>6</sup> 本科目はソウル大 経営大学郭守根教授が執筆した『Global 会計原理 IFRS』（郭守根・宋赫俊著、新英社、2010 年）をテキストとしている。本テキストの内容に関しては、付録 1 の本テキスト目次を参照されたい。

<sup>5</sup> ソウル大 経営大学 HP のシラバスによる。

<sup>6</sup> ソウル大 経営大学 HP のシラバスによる。

中級会計Ⅰは会計原理の履修を前提とした科目であり、中級財務会計の多様なトピックを取り扱う。資産、負債、株主持分と関連する会計手続きはもちろん、リース会計、法人税会計、会計変更と誤謬の修正、キャッシュフロー計算書、金融派生商品等も含む。<sup>7</sup>

中級会計Ⅱは会計原理と財務会計の履修を前提とした科目であり、財務会計中級水準以上の理論と応用問題を取り扱い、財務会計全般に対する理解と問題解決能力の習得を目的としている。<sup>8</sup> 本科目はソウル大学校経営大学鄭雲午教授等が共同執筆した『IFRS 中級会計』第3版（鄭雲午・羅任哲・李明坤・趙盛豹著、経文社、2011年）をテキストとしている。本テキストの内容に関しては、付録2の本テキスト目次を参照されたい。

### (3) IFRS を教えるなかで最も難しいと感じる部分は何か

IFRS を教えるなかでもっとも難しいと感じる部分について尋ねたところ、金融商品であると回答した。韓国ではまだ馴染みのない金融商品についてその会計処理を理解させるのが難しいということであった。その一方でアメリカの大学で会計教育に携わった経験のある教員からは、細則主義であるアメリカ会計基準の方が原則主義のIFRSより教える内容が多く、難しいので、IFRS を教えることに特に難しさを感じないという意見もあった。つまり、韓国の実務に馴染まない内容を教えるときには苦勞するが、アメリカ基準よりは教えやすいということであった。（二人の教員が教える科目が異なるので、難しいと感じる部分が異なると考えられる。）

### (3) IFRS の原則主義をどのように教えるのか

IFRS は原理原則のみを提供し、IFRS 解釈指針委員会も限定的な解釈しか公表しない方針でいる。原則主義のもとでは、企業自らが自社の個別・具体的な問題について考え、判断することが求められる。監査人にも自らの専門的判断の妥当性を説明する能力が求められる。こういった判断力、考える力を養成するために、どのような手法で教えているのかについて尋ねたところ、判断力を養うには会計知識だけではなく経済学、法学、ファイナンス、リスク等に関する総合的な知識が必要で、こうした周辺の知識なしでは、単なる Book Keeping にすぎないと回答した。

## 第3節 韓国における公認会計士試験

### (1) 出題範囲

2011年からのIFRS全面適用を受け、2010年からは公認会計士試験の出題範囲がIFRSの内容に変更されている。

---

<sup>7</sup> ソウル大学校経営大学 HP のシラバスによる。

<sup>8</sup> ソウル大学校経営大学 HP のシラバスによる。

(2) 試験科目・試験日時・配点

韓国の公認会計士試験は一次試験と二次試験に分けられ、一次試験合格者のみが二次試験を受験することができる。一次試験は経営学、経済原論、商法、税法概論、会計学の 5 科目と英語（英語の筆記試験は TOEIC、TOEFL、TEPS の成績で代替可能である。）の科目を含めている。二次試験は税法、財務管理、会計監査、原価会計、財務管理の 5 科目を含めている。詳細に関しては、図表 7-3～図表 7-5 を参照されたい。

図表 7-3 韓国公認会計士一次試験

試験日	時限	試験時間	試験科目	配点
一日目 (2011年2月27日)	1時限	110分 (10:00-11:50)	経営学	100点
			経済原論	100点
	2時限	120分 (13:40-15:40)	商法	100点
			税法概論	100点
	3時限	80分 (16:30-17:50)	会計学	150点
		英語 (図表 7-5 を参照)		

出典：金融監督院公認会計士試験 HP 公開資料をもとに筆者作成

図表 7-4 韓国公認会計士二次試験

時限	試験時間	試験科目	配点	
一日目 (2011年6月25日)	1時限	120分	税法	100点
	2時限	120分	財務管理	100点
	3時限	120分	会計監査	100点
二日目 (2011年6月26日)	1時限	120分	原価会計	100点
	2時限	150分	財務会計	150点

出典：金融監督院公認会計士試験 HP 公開資料をもとに筆者作成

図表 7-5 韓国公認会計士英語試験

種類	合格点	
TOEFL (Test of English as a Foreign Language )	PBT	530 点以上
	CBT	197 点以上
	IBT	71 点以上
TOEIC (Test of English for International Communication)	700 点以上	
TEPS (Test of English of Proficiency, Seoul National University)	625 点以上	

出典：金融監督院公認会計士試験 HP 公開資料をもとに筆者作成

(3) 受験資格と合否判定

韓国の公認会計士試験の受験資格に国籍、学歴、年齢および経歴の制限は設けられてい

ないが、大学等で会計学や税務関連科目の 12 単位以上、経営学科目の 9 単位以上、経済学  
科目の 3 単位以上を履修する必要がある。この要件は一次試験と二次試験の両方に適用さ  
れる条件である。公認会計士法により一定の経験のあるものと見なされた場合、一次試験  
の免除を受けることができる。<sup>9</sup> 一次試験の可否は各試験科目（英語含まない）において  
40%以上の得点があり、かつ全科目の合計点において 60%以上の得点がある受験者を対象  
に、全科目合計点を持って相対評価にて決定する。

二次試験を受験できるものは上述の履修単位を修得し、一次試験に合格した（二次試験  
の同年度もしくは一年前の一次試験に合格したものに限る。）ものまたは一次試験の受験免  
除を受けたものである。二次試験の可否は全科目合計点の 60%以上の得点を基準として絶  
対評価で決定する。二次試験は部分合格制度が導入され、一次試験合格者が一次試験合格  
年度に実施された二次試験を受け、60%以上の得点を得た科目に関しては翌年実施される  
二次試験にて当該科目の受験が免除される。

#### (4) 二次試験合格後の実務修習

二次試験修了後、二年から三年間の実務修習を経てから公認会計士として登録できる。  
実務修習とは修習機関での基本業務の修習と 100 時間以上の外部監査実務の研修をさす。  
修習機関が監査法人、韓国公認会計士協会、金融監督院（外部監査関連業務）の場合は二  
年間の修習期間、その他法律で決められた機関であれば三年間の修習期間が必要となる。

#### (5) 日・韓における公認会計士試験の主な相違点

韓国の公認会計士試験は日本の公認会計士試験と比較して、一次試験と二次試験の二段  
階に分けられている部分は共通しているが、以下の三点において主な相違点が見られる。  
韓国の場合、試験の出題範囲が IFRS の内容となっていること；受験資格として日本と同様  
に大学の学歴は求められないが、大学での特定科目の履修単位が求められていること；日  
本では設けられていない英語の試験科目が設けられていること 等である。

## 参考文献・資料

### 【日本語】

- ・ 国際会計シンポジウム in 東京[2008]「韓国における国際会計基準（IFRS）の導入」『企業  
会計』第 60 巻第 3 号
- ・ 児島幸治翻訳[2009]メアリー・バース教授国際会計基準講演会「国際財務報告基準のア

---

<sup>9</sup> 一次試験の受験免除者としては、企業会計や監査および直接税税務会計に関する業務において  
3 年以上の実務経験のある 5 級以上の公務員、大学の専任講師または専門大学の助教授として会  
計学を 3 年以上教授した経験のあるもの、上場企業において財務諸表作成を主要な業務とする  
仕事に 5 年以上の経験を持つ課長や課長に準ずる職務にいる人などがある。詳細は金融監督院  
公認会計士試験 HP を参照されたい。

- ドブションと会計教育・研究に対する影響」『企業会計』第 61 巻第 8 号
- ・ 佐藤信彦[2007]「会計大学院の現場における会計教育の課題」『企業会計』第 59 巻第 11 号
- ・ 柴健次[2010]「IASB 財務諸表フレームワークと会計教育」『企業会計』第 62 巻第 8 号
- ・ 柴健次[2007]『会計教育方法論』関西大学出版部
- ・ 杉本徳栄[2007]「韓国の国際財務報告基準 (IFRSs) 導入のロードマップについて」『企業会計』第 59 巻第 6 号
- ・ 橋本尚[2009]「IFRS 導入によるわが国会計実務および会計教育への影響」『企業会計』第 61 巻第 8 号
- ・ 藤永弘[2004]『大学教育と会計教育』創成社
- ・ 林鍾玉・張韓模[2004]「韓国と中国の会計制度と会計教育に関する比較研究」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』
- ・ 企業会計基準委員会 HP [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/asbj/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/asbj/)
- ・ 日本公認会計士協会 HP <http://www.hp.jicpa.or.jp/index.html>

【韓国語】

- ・ In-Ki Joo etc.[2008]「会計専門人材育成のための我が国会計教育強化案」『会計ジャーナル』第 17 巻第 1 号
- ・ 郭守根・宋赫峻 [2010]『Global 会計原理 IFRS』新英社
- ・ 金融監督院会計制度室[2009] 『国際会計基準の理解と導入準備』
- ・ 金融監督院会計制度室[2010] 『わかりやすい国際会計基準』
- ・ Suk-Sig Lim etc.[2009]「K-IFRS 適用における実務的問題点およびその対策」『会計ジャーナル』第 18 巻第 4 号
- ・ 鄭雲午・羅任哲・李明坤・趙盛豹 [2011]『IFRS 中級会計第 3 版』経文社
- ・ Young-Soo Choi[2011]「大会計教育と会計専門家養成制度：イギリスの事例」『会計ジャーナル』第 20 巻第 3 号
- ・ 延世大学経営大学 HP <http://ysb.ysb.ac.kr/programs/undergraduate/main.php?anseq=2010000>
- ・ 韓国会計基準院 HP <http://www.kasb.or.kr/>
- ・ 韓国金融委員会 HP <http://fsc.korea.kr/>
- ・ 金融監督院 公認会計士試験 HP <http://cpa.fss.or.kr/kor/cpa/index.action>
- ・ 金融監督院 国際会計基準 HP <http://ifrs.fss.or.kr/fss/ifrs/main.jsp>
- ・ 公認会計士会 HP <http://www.kicpa.or.kr/>
- ・ 高麗大学校経営大学 HP <http://biz.korea.ac.kr/main.jsp>
- ・ ソウル大学校経営大学 HP <http://cba.snu.ac.kr/>

〈付録 1〉 『Global 会計原理 IFRS』(郭守根(ソウル大学校経営大学教授)・宋赫峻(Duksung 女子大学校経商学部会計学科教授)著 [2010] 新英社)の目次

## 目次

第1章	会計学入門	・・・17
第2章	会計循環過程Ⅰ（期中の会計処理）	・・・53
第3章	会計循環過程Ⅱ（期末の会計処理）	・・・89
第4章	財務会計の概念フレームワークと財務諸表表示	・・・125
第5章	現金・受取債権・支払債務	・・・163
第6章	棚卸資産	・・・205
第7章	有形固定資産と無形資産	・・・251
第8章	社債と非流動負債	・・・295
第9章	金融資産（持分投資と債権投資）	・・・337
第10章	資本	・・・371
第11章	キャッシュフロー計算書	・・・409
第12章	財務諸表分析	・・・451

〈付録2〉 『IFRS 中級会計 第3版』（鄭雲午（ソウル大学校経営大学教授）・羅任哲（漢陽大学校経営大学経営学部教授）・李明坤（漢陽大学校経営大学経営学部教授）・趙盛豹（京北大学校経営学部教授）著 [2011] 経文社）の目次

## 目次

第1部 財務会計の基礎		
第1章	財務会計の本質と制度的側面	・・・3
第2章	財務報告の概念フレームワーク	・・・37
第3章	財務諸表	・・・83
第4章	会計と貨幣の時間価値	・・・143
第5章	収益と費用	・・・179
第2部 資産		
第6章	棚卸資産Ⅰ：流通業企業	・・・233
第7章	棚卸資産Ⅱ：製造業	・・・275
第8章	有形固定資産Ⅰ：認識と測定	・・・301
第9章	有形固定資産Ⅱ：原価償却・毀損・再評価	・・・341
第10章	無形資産・投資不動産・売却予定非流動資産	・・・385
第11章	金融資産Ⅰ：持分投資と債権投資	・・・419
第12章	金融資産Ⅱ：貸出金、受取債権、現金	・・・467
第13章	特殊な持分投資と営業権	・・・507
第3部 負債と資本		
第14章	金融負債	・・・553
第15章	引当金負債とその他負債	・・・635
第16章	資本取引による資本項目	・・・677
第17章	損益取引による資本項目	・・・735
第4部 特殊テーマ		
第18章	複合金融商品	・・・795
第19章	株式報酬	・・・833
第20章	一株当たり利益	・・・879
第21章	法人税	・・・921
第22章	リース	・・・973
第23章	従業員給与	・・・1049
第24章	会計変更と誤謬の修正	・・・1091
第25章	キャッシュフロー計算書	・・・1129